

この会議録は議事の概要を記載したものであり、その内容は事実と相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月6日

会長 猪俣利雄

令和7年度 第2回
日高市特別職報酬等審議会 会議録

会議の名称	日高市特別職報酬等審議会
日時	令和7年10月21日(火) 14:30 ~ 15:50
場所	日高市役所 2階 庁議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	猪俣会長、山崎職務代理、小坂委員、永田委員、古本委員、横手委員、坂巻委員、野崎委員、平山委員
欠席者	梅澤委員
説明員	総務部長樋口成男、総務課長稲垣衛、人事厚生担当主幹長岡篤史、人事厚生担当主査木村圭太、人事厚生担当主任小倉敦
事務局	総務部長樋口成男、総務課長稲垣衛、人事厚生担当主幹長岡篤史、人事厚生担当主査木村圭太、人事厚生担当主任小倉敦
傍聴者	0人
所管課	総務部総務課
議題及び決定事項等	【議題】 1 市議会議員の議員報酬の額について 2 市長、副市長及び教育長の給料の額について 【決定事項】 3 答申について
会議資料	1 令和7年度第2回日高市特別職報酬等審議会次第 2 令和7年度日高市特別職報酬等審議会資料

	<p>3 令和7年度日高市特別職報酬等審議会別冊資料</p> <p>4 改定後算出資料</p> <p>5 事務局案資料</p>
<p>会議の経過</p>	<p>1 開会 (省略)</p> <p>2 議題</p> <p>事務局： これより第2回日高市特別職報酬等審議会を開会いたします。会長、議事の進行をよろしく申し上げます。</p> <p>会長：</p>
	<p>お手元の「次第」により、順次進めさせていただきますが、前回のおさらいを簡単にさせていただきます。</p> <p>委員から日高市の人口が減少していく状況で、最近はやい議員が増えているため、今後も議員のなり手を維持していくために、報酬額を検討する方が良いという意見などが出ました。また、民間企業の賃上げ状況は大企業などに見られるものであり、現状、小規模事業者については、未だ厳しい状況であることを踏まえつつ、その上で、県内類似団体などと比較し、市長、副市長及び教育長の給料の額及び議員報酬等の額については0.5パーセントから2パーセント程度の引き上げが望ましいとの結論が出ました。今回の審議会では、事務局で作成した案をもとに審議をさせていただく流れとなります。それでは、次第に沿って本日公布した「事務局案」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局：</p> <p>資料の説明です。「事務局案」という資料をご確認ください。前回の審議会では5つの比較対象を出しました。類似団体比較や埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア構成市）との比較などから委員の皆様にはご審議いただきました。令和4年度に実施した審議会で、答申の根拠資料と</p>

なったものは、当時の県内類似団体との比較でしたが、現在の類似団体は当時から5つの市が類似団体として増加しています。人口が10万人を割った坂戸市や、産業構造が変化した東松山市、蕨市、和光市、八潮市が加わりました。この5団体は、報酬や給料が比較的高いため、類似団体比較をすると議員報酬だと「6.3パーセント」と高めの改定率が算出されてしまいます。そのため、比較としてはふさわしくないと判断し、前回の審議会で0.5パーセントから2パーセントの改定率の増額改定が妥当ではないかという結論から、事務局案として2案を提案します。

1つ目の案として「議員報酬等の額（1.5パーセント増額改定）、市長、副市長及び教育長の給料の額（0.5パーセント増額改定）」ですが、議員報酬等の額は平成28年を最後に改定が無く、若い議員が増えている中で、今後も議員のなり手を確保していく必要があるため、皆様の意見の中でも一番多かった1.5パーセントを改定率としました。市長、副市長及び教育長の給料の額については、令和5年度に改定があったことから、増額の中でも一番低い0.5パーセントとして計算しました。この改定により、年間160万円程度の負担が出る見込みです。

2つ目の案として、「議員報酬等、三役給料（一律1パーセント増額改定）」ですが、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員報酬等の額も増額が望ましいという意見から、一律1パーセントの増額改定として計算したものです。年間では120万円程度の負担となり、1つ目の案よりも負担額が減少しています。ちなみに、計算後の改定額は千円未満切り捨てのため、最終的な改定率は若干低い値になっています。

2 議題 （1）市議会議員の議員報酬の額について
会 長：

それでは、事務局案をもとに審議をしていきます。議題

の(1)市議会議員の議員報酬の額について、委員の皆様から各々ご意見をいただけますか。

委員：

前回1.5パーセントから2パーセントという話をし、総額160万円程度増額となるが、予算的に問題がなければ一つ目の案でいいと考えます。

委員：

私も原資がどうなるか不明ですが、2つの案を見る限り、二つ目の案で平等に1パーセント上げていくとの記載ですが、さらに増やすのかどうかという協議もよいのではないかと考えます。

委員：

原資が問題なければ一つ目の案がよいと考えます。若手議員が増えていますので、議員は1.5パーセント増、市長、副市長及び教育長の給料の額は令和5年度に改定している実績がありますので。

会長：

事務局へお聞きします。原資はあるかという意見について回答をお願いします。

事務局：

予算措置という形となりますが、各施策の予算執行をするにあたり影響額が160万円程度というのは問題のない範囲でございます。

委員：

上限額はありますか。

事務局：

前回の審議会では最大で2パーセントまでという方向性のため、その増額の範囲であればその各施策の予算執行上の問題はないと考えております。

委員：

予算が賄えるのであれば一つ目の案がいいと思います。

委員：

類似団体を見ても市長、副市長及び教育長の給料の額と議員報酬等の額に開きが大きいことを考えると、一つ目の案のとおり議員に少し割り増して増加した方がいいと思います。

委員：

一つ目の案のほうがいいと思います。先ほどもありましたが、この割合でいけば議員と市長の割合が類似団体のように小さくなると思います。

委員：

類似団体と比較し、私も一つ目の案がいいと思います。

委員：

皆様と同じような意見ですが原資があれば問題ないと思います。もう少し上げてもいいという気持ちもあるが、勘案すると一つ目の案です。

会長：

皆様のご意見は事務局案の一つ目の案ですが、他にご意見がありましたら、この場でお願いします。

委員：

事務局が提示した2つの案の中で選ぶのか、それとももっと改定率を上げる方向は選択肢としてありますか。

会長：

上限2パーセントで前回の審議会にて決定しまして、その中で二つ目の案の方がいいという意見が多ければ考えます。事務局からある程度素案を示してもらわないと、我々も分からない面があります。別の資料で改定率0.5パーセント刻みの資料があります。1.5パーセントが良いか、2パーセントが良いか、それ以外の意見が多ければ、事務局にもう一度作成していただきます。

事務局：

先ほど財源の話がありましたので補足すると、前回の審

議会にて日高市の財政状況について説明し、概ね順調に財政は推移している旨を説明しました。皆様ご存知の通り、高麗川駅東口の整備事業では当初約 33 億円、旭ヶ丘松の台土地区画整理事業で約 59 億円、そういった事業を継続しながら財政状況を維持しています。しかしながら、今後人口減少や高齢化に伴い扶助費の増加が予想されますので、市としては引き続き堅実な財政運営を進めていきたいと考えています。

委員：

議員報酬について、今のインフレの時代に一度上げると、落ち着いた頃に下げづらいことも考えられます。そういった点からすると一気に 2 パーセントよりは 1.5 パーセントがいいのではないかと思います。

会長：

平成 28 年には 10 パーセント程度上げました。その以前、20 年間上がってなかった現状がありました。それはあまりにもということ、近隣でもある鶴ヶ島市に近づける意見がありました。そこから月日が経ち、委員が言われたとおり一気に上げるよりも、他市町村は報酬審議会を定期的に開催しているか把握しきれない面がありますが、日高市の場合は前回の答申から、4 年に 1 度開催するという方向性を出しました。4 年後、さらに景気が良くなった、財政状況も改善した、企業誘致の成功により固定資産税が増収となった等の要因があれば増加も考えられます。しかし、人口が減少している非常に厳しい中で、その頃には果たして議員はどういった定数になるか分かりません。以上勘案しますと、委員の皆様がおっしゃる通りなのかなと思うところであります。みなさんのご意見を踏まえて、一つ目の案で答申することとします。

(1) 市議会議員の議員報酬の額について、

議長の改定額 6,000 円増、改定後 43 万 5,000 円。

副議長の改定額 5,000 円増、改定後 37 万 8,000 円。
委員長の改定額 5,000 円増、改定後 36 万 4,000 円。
副委員長の改定額 5,000 円増、改定後 35 万 6,000 円。
議員の改定額 5,000 円増、改定後 35 万 4,000 円。

これで答申をさせていただきますがよろしいでしょうか。

委員一同：

異議なし

2 議題 (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について
会 長：

続いて議題(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について、委員の皆様から各々ご意見をお願いします。

委 員：

他の委員から話があったとおり、議員と市長との差がありますので、一つ目の案の方がいいと思います。

委 員：

もっと上げてもいいと思うが、責任や判断も重く、その対価としての報酬になると考えます。そのため、もう 1 パーセント程度上げてもいいと思います。

委 員：

私は前回の審議会で市長、副市長及び教育長の給料の額ともに 1.5 パーセント程度上げていいという意見でした。予算等が許すのであれば 1.5 パーセント程度上げてもいいと思いますが、ただ県内類似団体との比較のでも、0.5 パーセントの増額に留めるのもいいと思います。

委 員：

市長、副市長及び教育長の給料の額は令和 5 年度に改定しているという実績もあるので一つ目の案の 0.5 パーセントの増額で良いと思います。

委 員：

心情的にはもっと上げてもいいと思いますが、類似団体あるいはその他市町村と比べた時に、人口が日高市より多

いのに、日高市が大きく上がるのも不自然な部分もありますので一つ目の案が良いかと思えます。

委員：

私は初めから一つ目の案と考えています。

委員：

教育長の給料はもう少し増やしていいと思えました。義務教育学校のスタートが3年間続くなど、それに対して報酬を増やしてもいいと思えました。ただ、市長や副市長の給料とのバランス見ると、一つ目の案がいいかと思えますが、二つ目の案でもいいと考えています。

委員：

報酬等審議会の開催見通しを事務局から伺ったうえで総合的に勘案すると、やはり4年後には報酬が上がる可能性もあり、皆様がおっしゃるとおり今回は一つ目の案で進めていくのが妥当かと思えます。

会長：

ちなみに令和4年度開催時に教育長は増額改定しました。

事務局：

教育長に関しましては、一般職の教育長から特別職の教育長に平成28年に変わりました。一度審議をしていただいています。その後、令和4年度の審議会開催時に市長、副市長及び教育長の給料の額を改定させていただき、令和5年度から現在の給料額となっております。

会長：

そのような背景で類似団体を見ますと、教育長はそれなりの水準の印象ですが、委員の皆様のおっしゃる0.5パーセントぐらいのところていくと、類似団体の中でも標準的な額まではいくのかなという印象です。

委員：

この改定率の関係で、パーセンテージとして表示をしな

ければならないルールはありますか。例えばですけど、一律 5,000 円上げるパーセンテージとしては差が生じると思います。稟議の中でパーセンテージ表示をしなければならないようなルールがあるのかと思ひまして。

事務局：

特にパーセンテージを表記する必要はありません。今回どのくらいを上げましたという表現をする際に、前回の審議会の中で 0.5 パーセントから 2 パーセントぐらいと決定がありましたので出しました。金額だけだと分かりづらい面があるため改定率を示しています。

委員：

単純に計算しても、例えば一律 5,000 円上げた場合、前回の決定案のパーセンテージ内に収まるのではないかと考えました。

事務局：

白岡市が議員報酬等の額を一律の金額で改定しています。

委員：

一般企業ですと、例えば査定があって一律 5 パーセントで、そこからプラス、マイナス査定があるかと思います。皆様、一生懸命働いていますし、資料を見て 3,000 円ほどといった金額でしたから、どうなのかなという質問でした。

会長：

事務局から何かありますか。

事務局：

職責に見合った金額を上乗せというのは、皆様同じ目線ということだと思いますので、特段意見はございません。

会長：

一般職員の給料は人事院勧告で今回 3.3 パーセントという表示なので、体裁上いいのではという気がします。

委員：

給料が上がった時のインパクトが少し足りないかと思
います。5,000円上がるのと4,000円、3,000円だとイメ
ージが少し変わることもあるかと思いました。

会長：

他に何か気づいた点などありましたらご意見を賜りたい
と思います。

委員一同：

意見なし。

会長：

市長、副市長及び教育長の給与の額に関しましては、一
つ目の案の0.5パーセント増額とさせていただきます。

委員一同：

異議なし。

会長：

それでは皆様から異議がないようですので

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について、
市長の改定額4,000円増、改定後87万5,000円。
副市長の改定額3,000円増、改定後74万4,000円。
教育長の改定額3,000円増、改定後69万5,000円。

これで答申をさせていただきたいと思いますがよろしいで
しょうか。

委員一同：

異議なし

会長：

改定時期は、議会の議決を経るなど事務的な手続きがあ
ることから、令和4年度答申と同じスケジュールでいく
と、「令和8年4月1日」からでいかがでしょうか。

委員一同：

異議なし

会長：

これは令和7年12月議会にかける方向でよろしいか。

事務局：

はい。

会 長：

また、前回、前々回と付記事項に当審議会の開催時期について記載をしています。定期的を開催する必要があると思いますが、今回も「4年に1回程度開催することが望ましい」と付記したいと考えますが、よろしいでしょうか。

委員一同：

異議なし

2 議題 (3) 答申について

会 長：

それでは皆様のご意見をもとに「答申」を作成します。会議の中における各委員の意見を参考にし、このあと、私と事務局で「答申書」の素案を作成します。その上で、委員の皆様に加筆、あるいは修正をしていただき、答申を完成させたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員一同：

異議なし

会 長：

ありがとうございます。それでは作成に移らせていただきます。それでは暫時休憩といたします。

— 休憩 —

会 長：

それでは再開させていただきます。事務局より朗読願います。

【答申書を朗読】

会 長：

何か加筆・修正等必要なことはございますか。

～ 意見調整 ～

～事務局 答申書の加筆、修正を実施～

会 長：

事務局の修正案をご確認ください。この案でよろしければ決定したいと思います。

委員一同：

異議なし

会 長：

答申書が出来上がりましたので、市長に答申したいと思います。

3 答申

～市長入室後、会長より市長へ答申書の手交～

市 長：

ご審議いただきありがとうございました。答申を尊重させていただきます。

～ 市長退室 ～

4 その他

会 長：

最後に次第4 その他です。2回の審議会を開催しましたが、会議の議事録を作成し内容に相違が無いことを確認した上で、私が署名する必要がございます。事務局が作成した議事録の確認を私に一任していただけますか。

委員一同：

異議なし

会 長：

事務局より今後の流れについて説明ください。

事務局：

今後のスケジュールですが、今回の審議会の答申と議事録については、準備が整い次第、ホームページ等で公表させていただきます。また、今回の答申結果を踏まえ、改正する場合には12月議会に条例案を提出することとなります。条例案が可決されますと、令和8年4月から報酬又は

給料に反映されることとなります。

会 長：

委員から何かありますか。それでは議題が全て終了しましたので、進行を事務局に戻します。

5 閉会

事務局：

これもちまして、本日の審議会を閉会します。最後に総務部長よりご挨拶申し上げます。

総務部長：

会長をはじめ、委員の皆様にはご多用の中、2回にわたりご出席賜り、貴重な意見をいただきましてありがとうございました。市では、今後、公共施設や道路・橋などのインフラ資産の老朽化に伴い多額の財源が必要となり、計画的な財政運営が重要となります。職員一同、引き続き、納税者である市民の方の目線に立って、仕事を進めてまいります。今後ともご指導いただければ幸いです。この度は誠にありがとうございました。

事務局：

それではこれもちまして解散となります。大変お疲れ様でした。

～解散～